

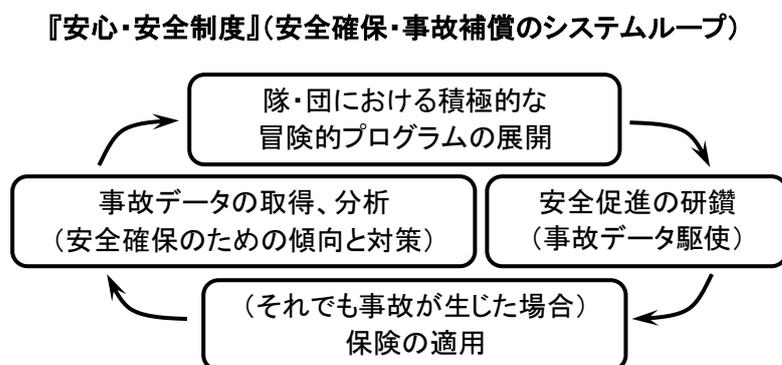
平成24年度より、すべての加盟員が補償の対象者となります。

## 安心・安全制度『そなえよつねに保険』のあらまし

平成24年度（2012年度）版

### 1. 安心・安全制度の意義と構成

昨今、ボーイスカウト加盟員数は年々減少する傾向にあります。これに歯止めをかける有力な対策の一つとして、日頃の活動において**隊・団における本来のボーイスカウトらしい冒険的プログラムの積極的な展開**が極めて重要であることは今更申すまでもありません。



日本連盟では、冒険的プログラムを展開される団や隊をサポートするため、『安全確保・事故補償のシステムループ』と称する**安心・安全制度**を構築し、事故補償の仕組みとして、下記4点を目的とした『そなえよつねに保険』を運営して参りました。

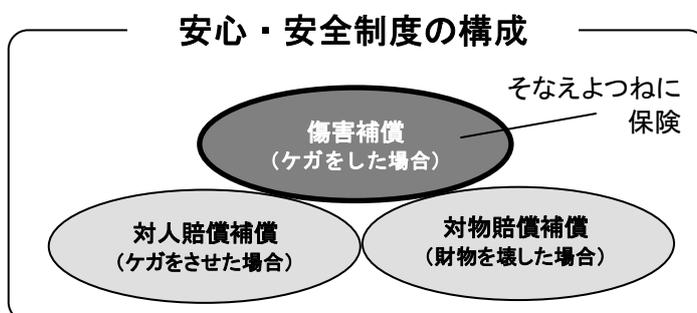
《そなえよつねに保険の目的》

- ①ボーイスカウト活動に適合した補償内容
- ②掛金の低廉化
- ③安全普及啓発活動等費用の醸成・活用
- ④事故データの取得・有効活用

この仕組みの中で事故発生率が年々減少していることは、『安全確保・事故補償のシステムループ』が好循環している結果と言えます。

この仕組みをより有効的に活用し、組織全体でさらなる事故の削減を目指していくために、**平成24年度より、すべての加盟員が補償の対象者となります**。全加盟員が参加する『安心・安全制度』の中核的サービスとして、引き続き『そなえよつねに保険』を運営して参ります。

『安心・安全制度』は、傷害補償、対人賠償補償、対物賠償補償の3つの補償から構成され、ケガの事故から賠償責任を伴う事故までボーイスカウト活動をサポートします。



※ 各補償は、日本連盟がエース損害保険株式会社(東京支店 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビルディング Ⅱ03-6212-7410)と団体保険契約を締結する『傷害保険普通保険約款』並びに『ボーイスカウト・ガールスカウト等団体傷害保険特約』(傷害補償)、及び同社と保険契約を締結する『ボーイスカウト賠償責任保険』(対人及び対物賠償補償)より構成されています。

## 2. 補償内容と特徴

補償項目	概要	保険金額	備考
傷害補償（そなえよつねに保険）	死亡補償 （死亡保険金）	20,000,000 円	事故発生の日からその日を含めて 180 日以内の死亡について補償されます。
	後遺障害補償 （後遺障害保険金）	後遺障害の程度に応じて 60 万円～2,000 万円	後遺障害の程度に応じて予め定められた支払割合に従って補償されます。
	入院補償 （入院保険金）	入院 1 日につき 4,000 円	事故発生の日からその日を含めて 180 日以内の実入院日数に応じて補償されます。
	手術補償 （手術保険金）	手術の種類に応じて 4 万円・8 万円・16 万円	入院補償が受けられる場合に、1 事故について 1 回の手術に限り、補償されます。
	通院補償 （通院保険金）	通院・往診 1 日につき 2,000 円	事故発生の日からその日を含めて 180 日以内の実通院または実往診日数に応じて補償されます（90 日分を限度とします）。
賠償補償	対人賠償補償	1 事故につき 最大 5 億円 （1 名あたり 1 億円まで）	団や指導者を対象とし、1 回の事故につき自己負担額（免責金額）10,000 円とします。
	対物賠償補償	1 事故につき 最大 500 万円 （支払限度額）	

### 【補償の対象とならない主な場合】

傷害補償（そなえよつねに保険）	賠償補償
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平常の生活に支障がない程度に治った以降の入通院及び往診</li> <li>● 被保険者の<b>故意または重大な過失</b>によるケガ</li> <li>● <b>日射病</b>や<b>熱射病</b>、<b>食中毒</b>、疾病に起因するもの</li> <li>● <b>専用道具を用いた山岳登山</b>、スカイダイビング、ハンググライダー、その他<b>危険な活動</b>を行なっている間に生じた事故</li> <li>● むち打ち症や腰痛等で、<b>医学的他覚所見のないもの</b></li> <li>● <b>飲酒運転</b>や<b>無資格運転</b>の間に生じた事故</li> <li>● <b>地震</b>、<b>噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b></li> <li>● <b>核燃料物質</b>やその汚染物の特性による事故</li> <li>● 戦争、テロ、反乱その他これらに類似の<b>事変</b>や<b>暴動</b></li> <li>● 乗用具による競技、競争、興行、試運転等をしている間に生じた事故 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>指導者が同行していない活動</b>や<b>単独活動時</b>、<b>往復途上</b>の事故に起因する損害</li> <li>● 団が<b>所有、使用、管理する財物の損壊</b>で、その所有者等に対する賠償責任（ボーイスカウト活動のために借用する不動産を除きます） 例) 会議等で借りた施設で、誤って窓ガラスを破損させた場合には補償の対象ですが、会議室の什器や備品を破損させた場合には補償対象外です。</li> <li>● <b>自動車</b>や航空機、船舶等に起因する賠償責任 例) バイクで移動中に事故を起こした場合で、事故の相手方に対する賠償責任は補償対象外です。</li> <li>● 専ら<b>個人が負担すべき賠償責任</b>で、団や指導者としての過失が認められないもの</li> <li>● <b>故意</b>や心神喪失により生じた事故に起因する損害</li> <li>● <b>海外</b>で生じた事故に起因する賠償責任 など</li> </ul>

なお、ここでは主な場合のみをご案内しています。詳しい内容は、日本連盟のホームページに掲載していますので、下記よりご確認いただくか、日本連盟までお問い合わせください。

○補償内容の詳しいご案内は…  <http://www.scout.or.jp/hoken/index.html>

### 3. 事故が起きたら

『そなえよつねに保険』や賠償補償は、“ボーイスカウト活動”中の事故を補償する保険です。

◎“ボーイスカウト活動”とは…

定義付け

日本連盟または都道府県連盟・地区・団・隊が行う、もしくは行なうことを認めた活動をいいます。  
事前に活動計画書及び参加者名簿を備え付けているものに限りません。

- \* 傷害補償は、**往復途上の事故も補償の対象**となります。ただし、住居(または学校もしくは勤務地)と所定の集合・解散場所とを合理的な経路及び方法により往復している間に生じた事故で、次のいずれかに該当する場合に限りません。
  - 規定の制服を着用していること
  - 活動計画書や参加者名簿により、当該活動の参加者や開催日時・場所が事前に確定していること
- \* **活動計画書と参加者名簿が事前に備えられてない活動は、“ボーイスカウト活動”と認められません。**
- \* 活動計画書は、事故が生じた当該活動について事前に明確に記載されたもので、少なくとも①活動名、②活動日時、③活動場所、④活動の内容、⑤活動計画書の作成日、の 5 項目がすべて記載されている計画書に限りません。また、参加者名簿も事前に明確に記載されたものに限りません。

#### 【事故が生じたとき】

ボーイスカウト活動中や往復途上での事故により保険に加入した方がケガをした場合、または団や指導者の過失により賠償責任を負う恐れのある事故が発生した場合には、**日本連盟 安心・安全制度推進室**まで速やかに連絡してください。

安心・安全  
制度推進室

TEL 03-5805-2585 FAX 03-5805-2901

e-mail bs-hoken@scout.or.jp

ご連絡に基づき、「**事故発生状況受付簿**」を FAX 等によりお送りしますので、必要事項をご記入の上、事故が発生したボーイスカウト活動の**活動計画書と参加者名簿を添えて FAX 等にてご返信**ください。

- ※ 事故の連絡を受けた後、傷害事故の場合にはケガをした方(もしくはその代理者)宛に、賠償事故の場合には加害者が所属する団宛に、保険金の請求に必要な書類を日本連盟より送付いたします。
- ※ 保険金の請求にあたり、治療した際の領収書や医療機関の診断書、修理見積書等、参考資料の提出を求めることがありますが、それらの取得費用は保険金の支払対象外となります。
- ※ 賠償事故の場合、相手方との示談に際しては、事前に日本連盟と十分相談してください(日本連盟への事前の相談なく示談した場合には、保険金が支払われない場合があります)。

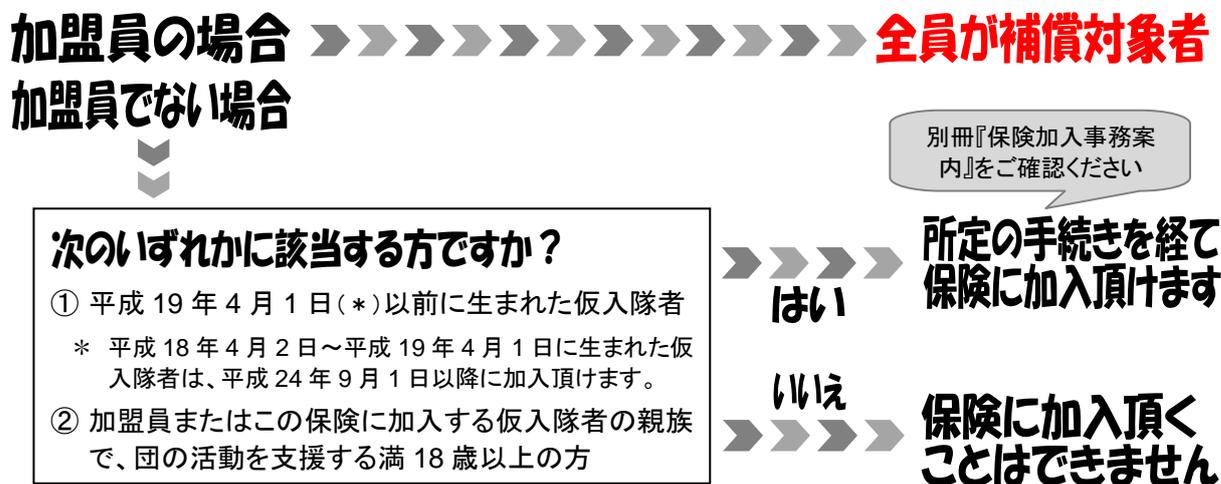
事故が発生した際の手続きに関して、日本連盟ホームページで詳しく案内しています。

◎**事故が起きた場合の手続き**… ➡ <http://www.scout.or.jp/hoken/index.html>

## 4. 補償の対象者

平成 24 年度より、すべての加盟員が補償の対象者となります。

加盟員でない方でも、下記の要件を満たす方であれば、所定の手続きを経て補償の対象者となります。



**加盟員として登録されれば、保険に加入するための手続きを特に要することなく、全員が補償の対象者となります**ので、登録手続きを正確に行ってください。

仮入隊者や親族など**加盟員でない方が保険に加入する場合には、800 円**(※)の掛金が必要です。詳しい加入手続きについては、日本連盟ホームページ(<http://www.scout.or.jp/hoken/index.html>)または別冊『保険加入事務案内』をご確認ください。

(※) 掛金には事務運営費 298 円を含む。

- 安心・安全制度や『そなえよつねに保険』に関する各種問合せ、事故の報告は、下記の受付窓口まで

### 《日本連盟 安心・安全制度推進室》

TEL 03-5805-2585 / FAX 03-5805-2901  
住所 〒113-0033 東京都文京区本郷 1 丁目 34 番 3 号  
E-mail bs-hoken@scout.or.jp  
URL <http://www.scout.or.jp/hoken>

**ボーイスカウト日本連盟 安心・安全ダイヤル**  
**03-5805-2585**

L1111085